深谷市市有施設屋根貸し太陽光発電事業 公募要領

1 目的

深谷市(以下「市」という。)では、地産地消・低炭素型のエネルギー構造の実現に向け、 地域の特性を生かした新エネルギーの普及拡大と、市民・事業者への普及啓発、及び行政 財産の有効活用を図るため、既存の市有施設の屋根を貸し出し、太陽光発電事業を実施する事業者を募集する。

2 募集概要

(1) 企画提案

市有施設での太陽光発電事業(以下「本事業」という。)に応募する事業者(以下「応募者」という。)は、市に対して、事業内容についての企画提案書等を提出する。

(2) 対象施設

- ・別紙1「屋根貸し対象施設一覧表」に示す、市が指定する市有施設。
- ・複数の建物が対象となっている施設の場合、一施設一提案とする。ただし、必ずしも 全ての建物を使用する必要はなく、施設の一部を使用する提案も可能とする。
- ・別紙1「屋根貸し対象施設一覧表」に掲載の施設は、太陽光パネル等の発電設備の設置を技術的・構造的に保証するものではなく、設置の可否については、応募者が総合的判断の上決定し、設置時の安全性についても、本事業を実施する事業者が確認するものとする。

(3) 使用許可

市は、応募者より提出された企画提案内容等を審査し、本事業を実施する者(以下、「候補者」という。)を決定する。

候補者は、市と事業実施に関する協定を締結した後に、行政財産の使用許可を受ける。当該許可を受けた者(以下「許可者」という。)は、市施設の屋根を借り受け、本事業を行う。

(4) 事業期間

事業期間は、応募者の提案により 25 年以内(太陽光発電設備の設置・撤去期間を含む。)とし、施設ごとに協定書で定めるものとする。ただし、行政財産使用許可の期間は1年以内とし、毎年、更新手続きを行うものとする。

(5) 売電方法

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。)」に基づき、原則として、発電した電気の全量を電気事業者へ売電すること。

- (6) 太陽光発電設備の設置にあたっての条件
 - ア 太陽光発電設備とその付帯設備(以下、「発電設備」という。)の設置及び管理に あたっては、市施設及び設備の維持管理の妨げとならないよう、以下に示す事項 を遵守すること。
 - (ア) 設置及び管理にあたっては、市施設の稼働に影響を与えないような施工方法、設置場所等について市と十分協議するとともに、市施設の構造、設備等に損害を与えないよう十分注意すること。万が一損害が生じた場合は、許可者の責任において速やかに原状復帰すること。
 - (4) 発電設備の瑕疵を原因として、第三者に損害を与えたときは、許可者がそ の損害を賠償する義務を負うものとする。
 - (ウ) 光害等、周辺住民の生活環境に十分配慮すること。
 - イ 発電設備設置時及び事業期間内において、屋根等を加工する場合は、これに起因する雨漏りが起こらないように対策を講じること。必要な防水施工を行う場合は、施工者からの保証を得られるものとすること。また、その方法については、市と事前協議を行うこと。
 - 万が一、発電設備の設置に起因する雨漏り等が生じた場合は、許可者の責任において速やかに原状復帰すること。また、原因が分からない場合においても、経年劣化によるものか、発電設備の設置によるものかを判断する必要が生じた場合は、その究明に協力すること。
 - ウ 市から提示する設計図等をもとに、設置しようとする発電設備等の重量の増加に 対して屋根等の耐久性に問題がないことや、地震力、風圧力その他の外力に対し て安全であることを構造計算等により確認すること。候補者として決定された場 合は、耐久性や安全性等の確認結果を報告すること。
 - エ 発電設備等について、企画提案書提出時点で、「国等による環境物品等の調達の推 進等に関する法律」(グリーン購入法)において国が示す、最新の「環境物品等の 調達の推進に関する基本方針」への配慮に努めること。
 - オ 発電設備の設計、材料、工事、維持管理、各種手続き等事業に係る一切の費用は、 許可者が負担すること。
 - カ 設置及び保守管理の作業等は、各施設と協議の上、日程を決定すること。
 - キ 発電設備を設置した施設における、改修工事の養生等による一時的な発電量の減少について、許可者はそれを承諾するものとし、売電収入の損失に対する補償は行わない。その他、発電設備の移設の必要性等については、市と事前協議を行うこととする。

- ク 施設の統廃合等により、市が第三者に当該市有施設の移譲や売却を行う場合は、 本事業の継続を条件とするか、発電設備を移設する他の市有施設を手当する。こ の移設、又はやむを得ず発電設備を撤去する場合の費用は、市が負担するものと する。ただし、売電収入の損失に対する補償は行わない。
- ケ 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号)、電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号)、 再エネ特措法 (平成 23 年法律第 108 号) 等の関係法令を遵守すること。
- コ 日影について、建築基準法上問題のないように、日影図を作成するなどで確認しておくこと。
- サ 災害時や非常時には、太陽光発電による電力を市が無償で使用することができるようにすること。
- シ 発電設備は、事業終了時または、「3 施設の使用許可(4)」に掲げる事業の取り消 し時には、事業に許可者の負担と責任において撤去し、屋根を原状に復して使用 部分を返還すること。ただし、一定期間の性能保証、サポート等が確保されてい るなどの条件により、施設管理者が太陽光発電設備の無償譲渡を認める場合は、 この限りではない。
- ス 発電量実績を、毎月、市に報告すること。
- セ 発電設備に賦課される公租公課は、許可者において負担すること。
- ソ 工事の施工及び保守管理に関して、市内企業を活用するよう配慮すること。

3 施設の使用許可

- (1) 市施設の使用許可期間は、当該施設の使用許可の始期から平成 26 年 3 月 31 日まで とする。
- (2) 許可者は、使用条件を変更することなく、平成26年4月1日を始期として、発電設備の発電開始日から25年以内の期間で、1年を単位として契約の更新を申請することができる。
- (3) 許可者は、市施設を指定された目的以外の用途に使用してはならない。
- (4) 市長は、許可者が、前項の規定に違反し、又は次の各号に該当したときは、ただちに 当該施設の使用許可を取り消すことができる。
 - ア 発電設備の発電を終了したとき又は適切な維持管理を怠ったとき。
 - イ 使用許可の権利を第三者に譲渡又は転貸したとき。
 - ウ その他公募要領等で定める使用許可条件に反したとき。

4 使用料

- (1) 使用料は応募者の提案する額とする。
- (2) 使用料は、発電設備を設置する面積に応じて、水平投影面積で算定する。使用する面積の算定については、間隔を空けて発電設備を設置する場合は、その隙間の面積を含むものとし、その範囲については、企画提案書に基づき、協議の上定める。
- (3) 使用料を納付する時期及び額は、初年度は使用を許可したのちに、年額のうち使用許可期間に対する日割りの額を速やかに納付することとし、翌年度以降は年額を4月末までに納付すること。ただし、事業の最終年度で、使用許可期間が一年に満たない場合は、年額のうち使用許可期間分を日割りで計算した額を納付すること。

5 現地見学会

応募者は、原則として、応募する対象施設の現地見学会に参加し、現地を十分踏まえた上で、企画提案書等を作成すること。

(1) 日程

平成25年10月1日(火)から10月7日(月)までの間で、別紙1「屋根貸し対 象施設一覧表」に示した日時

(2) 申込方法

「現地見学会申込書(様式 1)」を、平成 25 年 9 月 24 日 (火) までに、電子メール、 FAX 又は持参で環境課 (「16 担当部署(1)」に示す場所) に提出すること。

(3) 条件等

- ア 参加できる人数は、1 事業者 (グループで申し込む場合、グループで 1 事業者 とみなす。以下同じ。) 2 名までとする。
- イ 敷地に限りがあるため、自動車で来場する場合、1事業者あたり1台までとす る。なお、大型車などの乗り入れは認めない。
- ウ 原則として現地見学会では質問を受け付けない。
- エ 太陽光発電システム設置位置にアクセスできる施設において、タラップ等を用いて昇降する部分がある場合があるため、当日は作業及び移動のしやすい服装・履物を着用し、安全装備(必要に応じて、ヘルメット等。)を用意の上集合すること。なお、校舎内に入るときは上履きが必要となる。
- オ 現状の設備の都合で太陽光発電システム設置位置へアクセスできない施設も ある。この場合で可能な場合は隣接建物からの見学を行う。ただし、この場合 でも設置面が完全に見えない場合もあるので予め承知すること。
- カ 学校用地内は、全面禁煙とする。
- キ 雨天、強風、緊急事態等により、屋根のへのアクセスが危険と判断されるよう な場合においては、日程を変更する場合がある。

6 設計図書等の閲覧

各施設の設計図書については、公募開始から平成25年10月18日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、別紙1「屋根貸し対象施設一覧表」に示す、教育施設課(「16担当部署(2)」に示す場所)の窓口で閲覧することができる。閲覧を希望する場合は、事前に教育施設課と来庁日時について調整の上で来庁すること。公募段階での設計図書等の貸出及び複写は認めないが、写真撮影は認める。また、状況に応じて複数業者の時間帯が同時になる場合もあるので予め承知すること。
※設計図書は概ねJIS規格A0~A1版の冊子状である。

7 スケジュール (予定)

(1) 募集公表 平成 25 年 9 月 6 日(金)

(2) 現地見学会参加者受付 平成 25 年 9月 24 日(火)まで

(3) 現地見学会 平成 25 年 10 月 1 日(火)~10 月 7 日(月)

(4) 質問受付 平成 25 年 10 月 8 日(火)まで

(5) 質問への回答 平成 25 年 10 月 16 日 (水)

(6) 設計図書の閲覧 平成 25 年 10 月 18 日(金)

(7) 企画提案書等受付 平成 25 年 10 月 21 日 (月)~10 月 25 日 (金)

(8) ヒアリング 平成 25 年 11 月上旬

(9) 候補者の決定・協定締結 平成25年11月中旬以降

8 応募資格

次に掲げる要件を全て満たすこと。なお、グループでの参加の場合、その構成者は、 本事業に参加する他のグループの構成者となることはできず、別途単独での参加もできない。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと及び同条第2項の規定に基づく市の入札参加制限を受けていないこと。
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく更生手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。
- ウ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく再生手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。
- エ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する 法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号) によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本事業に参 加しようとしない者であること。
- オ 本事業の募集公表の日から候補者選定までの間に指名停止の期間がない者である こと。市の競争入札参加資格を有しない者にあっては、本事業の募集公表の日か ら候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者で あること。
- カ 本事業の募集公表から決定までの間に深谷市建設工事等の契約に係る指名停止等 の措置要綱及び深谷市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく指名停止又は指名 除外の措置を受けていないこと。
- キ 日本国内に、本社を有する者であること。
- ク 法人市民税の滞納がない者であること。

9 応募申請書及び企画提案書等の提出

- (1) 本事業へ参加を希望する者は、提出書類を以下により提出すること。
 - ア 提出書類
 - (7) 現地見学会申込書(様式1)
 - (4) 応募申請書(様式2)
 - (ウ) 企画提案書(様式3)
 - (エ) 事業実施計画(様式4) ※施設ごとに作成し提出すること。
 - (オ) 設備整備費明細書(様式5) ※施設ごとに作成し提出すること。
 - (カ) 参加者情報(様式 6)
 - ※グループでの提案の場合、参加者がそれぞれ作成すること。 ※以下のa~f の書類を添付すること。
 - a 法人登記簿謄本(3か月以内のもの)
 - b 最新決算年度の事業報告書
 - c 法人市民税の納税証明書 (3 か月以内に、本社が所在する地方自治体で発行されたもの)
 - d 貸借対照表(直近3期)
 - e 損益計算書(直近3期)
 - f 株主資本等変動計算書および個別注記表(直近3期)
 - (キ) 誓約書(様式 7)
 - イ 提出先 環境課(「16 担当部署(1)」に示す場所)
 - ウ 提出部数 11 部 (1 部を社名入り、10 部を社名抜きにする)
 - エ 提出期間
 - 「9 応募申請書及び企画提案書等の提出(1)ア」の提出書類の提出期間はそれぞれ以下のとおりとする。
 - (7) …平成25年9月6日(金)~9月24日(火)
 - (4)~(1) …平成 25 年 10 月 21 日(月)~10 月 25 日(金)
 - ・土日を除く平日の午前8時30分~午後5時までとする。
 - ・ただし、正午~午後1時を除く。
 - ・提出期限後に到着した、現地見学会申込書及び応募申請書等は無効とする。
 - 才 提出方法
 - (ア)は電子メール、FAX、持参のいずれかによる。
 - (イ)~(キ)は、原則持参による。

(2) 提出書類について

- ア 提出された書類の差替えや再提出を認めない(市から指示があった場合を除く)。
- イ 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- ウ 著作権は、応募者に帰属する。ただし、深谷市情報公開条例(平成 18 年深谷市条 例第 13 号)に基づく情報公開請求の対象となる他、公表等が特に必要と認められる場合は、市は企画提案書等の全部又は一部を無償で使用できるものとすること。
- エ ウを除き、提出された企画提案書等は、本事業における候補者の選定以外の目的 では使用しない。
- オ 提出された企画提案書等は返却しない。
- カ 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される 第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、応募者が負 う。

10 企画提案書作成にかかる留意事項

(1) 非常用電源としての活用

災害時や計画停電時などの非常時には、太陽光発電による電力を、市が無償で使用することができるよう、その方法を提案すること。

(2) 市行政施策及び環境教育への貢献について

市の環境政策への貢献、環境教育・学習への貢献等を社会貢献策として提案し、実施するものとする。ただし、市の支出を必要としない内容とする。

(3) 保守管理について

保守管理等にかかる緊急時の対応や雨漏り等にかかる対応について、迅速性、確実性の観点から内容を具体的に記載すること。

(4) 市内事業者の活用について

事業実施の過程において、市内に事業所を有する事業者の積極的な活用を検討し、記載すること。

11 企画提案にあたっての質問及び回答

企画提案にあたっての質問がある場合は、以下の方法により電子メールまたは FAX で送信すること。なお、必ず電話で送達の連絡をすること。

- (1) 提出書類 質問票(様式 8)
- (2) 提出先 環境課(「16担当部署(1)」に示す場所)
- (3) 提出期間 平成 25 年 10 月 8 日(火) 午後 5 時まで
- (4) 注意事項
 - ア電子メールの表題に「企画提案にあたっての質問」と明記すること。
 - イ電子メールで送信する際、マイクロソフトワード形式で添付すること。
 - ウ 質問に対する回答は、平成25年10月16日(水)に、各応募者に電子メールで通知するとともに市ホームページへ掲載する。

公募要領の補足等が追加されることもあるので、企画提案書等の提出前に必ず確認すること。

ホームページの URL:

http://www.city.fukaya.saitama.jp/kankyou/city_yane_taiyoukou_bosyu.html

12 審査の手続

(1) 審查方法

市が別に定める委員等で構成する「市有施設屋根貸し太陽光発電事業者等選定委員会」 (以下「選定委員会」という。)において、企画提案書に基づき、審査を行う。

候補者の選定に当たっては、「(2)審査基準」の審査項目及び評価基準に基づき、提出 書類及び必要に応じて応募者からのヒアリングによる審査を行い、企画提案の内容、事 業の実施能力等を評価、採点する。

ヒアリングを行う場合、出席人数は3人以内とし、時間は1提案あたり30分程度を 予定している。

なお、「8 応募資格」に示した資格がないと認められた者には、その旨及びその理由を 書面により通知し、その者が提出した企画提案書は審査しない。また、委員に対して、 選定にかかる接触を行ったと認められた場合は失格とし、選定しない。

(2) 審査基準

企画提案の審査基準は、下表のとおりとし、総合点が高い者を候補者として決定する。 次点候補者も併せて選考する。

ただし、審査項目の「事業の遂行」の得点について、各審査内容の得点が一つでも配 点の5割以下だった場合や、総合評価が70点以下の場合は選定しない。

また、応募者が一者の場合においても審査を実施するものとし、その場合も同様の得 点基準とする。

審査項目	審査内容	配点
事業の遂行	①経営が安定しており、運営能力があると認められるか。	1 0
(65点)	②施工方法(構造上の安全性の確認方法、防水工事を含	
	む。)、維持管理方法、安全対策等は適切か。	1 5
	③工事施工及び工事部分の防水施工に係る保証期間及び補	
	償内容は十分か。契約を予定している損害保険等の内容	1 5
	は十分か。	
	④事業期間、関係法令等の手続きなど、事業実施のスケジ	1 0
	ュールは妥当か。	
	⑤保守管理等にかかる緊急時の対応や雨漏りにかかる対応	1 5
	は妥当か。	
市施設の使用料	①使用料の額は、事業収支の見込み等を考慮し、適正かつ	1 0
(10点)	誠実に算出されているか。	
市行政施策及び	①災害時や非常時に安定的に電力を供給できる提案がされ	1 5
環境教育等への	ているか	
提案	②市民等に対する環境教育の啓発に資する具体的な方策の	5
(25点)	提案がされているか	
	③応募者の所在地が深谷市であるか。または、市内企業の	5
	活用について貢献はあるか。	

(3) 候補者の決定

市は、選定委員会の審査結果に基づき、施設ごとの候補者を決定する。結果については、それぞれの応募者に書面にて通知する。

13 選定後の手続き

(1) 協定書の締結

市は、企画提案書を基に、候補者と協定内容について協議し、協定を締結する。その際には、「2募集概要(6) ウ」において行った安全性についての確認結果について、報告すること。なお、協定の内容が合意に至らず、協定締結の可能性がないと市が判断したときは、候補者との協議を打ち切り、候補者の次に点数が高かった者と協定内容について協議を行う。

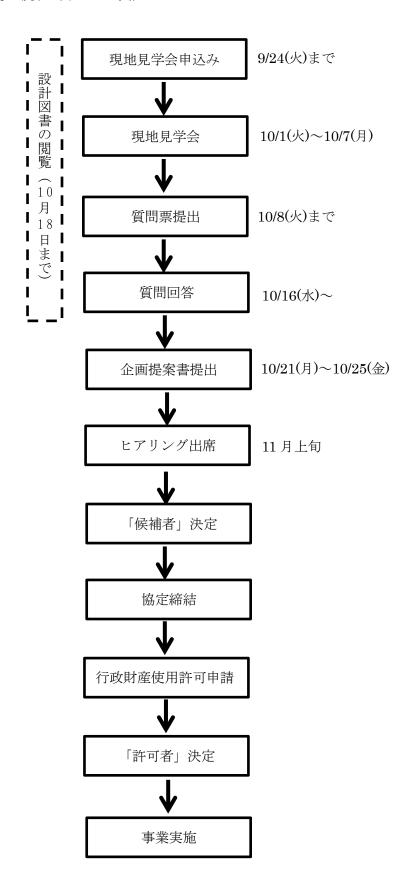
(2) 行政財産使用許可申請及び事業開始

協定を締結した候補者は、市の行政財産の使用許可を得た上で、設置工事に着手すること。

14 その他

- (1) 無効となる提案等
 - ア次に該当する提案は、無効とする。
 - (ア) 参加資格を有しない者の提案
 - (イ) 企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案
 - (ウ) 企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
 - (エ) 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案
 - イ 参加資格があることを確認された者であっても、選定までの間に参加資格を有しないこととなった者は、参加資格を有しない者に該当する。
 - ウ グループで参加する者は、その構成者のうち1者でもア又はイに該当する場合、提 案は無効とする。
- (2) 企画提案書等の作成等、提案に関して必要となる一切の費用は、応募者の負担とする。
- (3) 1 施設に対する提案は1 者につき1 つとし、複数の提案はできない。
- (4) 協定書締結内容の履行にあたり、グループでの参加の場合、構成するグループの変更 や役割分担の変更は原則として認めない。
- (5) 応募申請後に辞退する場合は、候補者に決定したのちに辞退する場合も含め、必ず辞 退届(様式 9)を提出すること。辞退した者は、これを理由として、以後の業務発注等 に不利益な扱いを受けるものではない。
- (6) 企画提案書等の提出後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (7) 問合せ等については、原則として電子メール及び FAX による受付とする。
- (8) 電子メールや FAX 等の通信事故について、市は一切責任を負わない。
- (9) 本事業の手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時 及び計量法(平成4年法律第51号)による。

15 応募の流れ(イメージ図)



16 担当部署

(1) 公募要領・書類の提出に関すること

深谷市環境水道部 環境課 環境政策係

所在地: 〒369-0292 深谷市岡2381-1(岡部総合支所内)

電話:048-585-5150 (直通)

土日祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、正午~午後1時を除く。

FAX: 048-585-0165

メールアドレス: kankyo@city.fukaya.saitama.jp

(2) 設計図書の閲覧・施設の構造等に関すること

深谷市教育委員会教育部 教育施設課 施設管理係

所在地: 〒366-0823 深谷市本住町17-3(教育庁舎内)

電話:048-573-9280 (直通)

土日祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、正午~午後1時を除く。

FAX: 048-574-5861

メールアドレス: sisetu@city.fukaya.saitama.jp